

焼津市観光協会ボランティア登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が観光事業のボランティア活動に参加することにより、焼津市の観光事業の発展に寄与することを目的とし、焼津市観光協会（以下「協会」という。）が行う焼津市観光協会ボランティア登録制度に関し、必要な事項を定める。

(活動の内容)

第2条 次条によりボランティアとして登録を受けた者は、前条の趣旨に則り、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 語学ボランティア 語学に関する次に掲げることを行う。

ア 外国人に対し通訳すること。

イ 文書又はパンフレットを翻訳すること。

ウ 協会がホームページを作成する時に外国語に翻訳すること。

エ その他協会が必要と認めた活動を行うこと。

(2) 撮影ボランティア 焼津市内に存する観光スポット、観光施設等について写真撮影又はビデオ撮影をすること。

(3) 観光案内ボランティア 観光客に同行し、焼津市内に存する観光スポット、観光施設等を案内すること。

(4) イベントボランティア イベントの補助に関する次に掲げることを行う。

ア 大井川港朝市、焼津みなとまつり、踊夏祭、焼津海上花火大会、オータムフェストその他協会が関係するイベントの運営を補助すること。

イ フィルムサポート活動（エキストラ参加、物品の貸出、ロケ地提供、撮影イベントへの協力、マスコミ撮影、駐車場確保及び整理、撮影場所の情報提供等の裏方）を行うこと。

(5) 情報発信ボランティア 焼津市内に存する観光スポット、観光施設、イベント、景色等をインターネットなどを利用し紹介すること。

2 次条により登録を受けた者は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 政治又は宗教に関する活動

(3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある活動

(4) 特定の個人又は団体に著しく影響を及ぼすおそれのある活動

(登録の申し込み)

第3条 ボランティアとして登録を希望する者は、協会に申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

(登録の決定)

第4条 協会は、前条に規定する申込書を受理した時は、その内容を審査し、登録の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(登録の変更)

第5条 前条の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は、住所等登録事項を変更したときは、速やかに協会に変更届（第2号様式）を提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 協会は、登録者から登録抹消届（第3号様式）によりボランティア登録の抹消の申出があった場合は、登録を取り消すものとする。

2 協会は、次の各号に該当する場合は、登録者の登録を取り消すものとする。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) その他ボランティアとして不適格であると協会が認めるとき。

(登録の条件)

第6条 ボランティアは、18歳以上の者で、第2条に掲げる活動を意欲的に取り組めるものを対象に登録するものとする。ただし、18歳未満の者で、かつ、ボランティア活動の是非について家族の同意書を提出し、当該活動を行う場所まで各自の責任において移動できるものについては、登録を認めるものとする。

(登録の時期)

第7条 ボランティアの登録は、随時行うものとする。

(登録者の派遣)

第8条 登録者の派遣を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、紹介依頼書（第4号様式）を、派遣を希望する日の1か月前までに協会へ提出しなければならない。

2 前項の規定により紹介依頼書を受理したときは、依頼内容を審査し、活動として適当と認められるときは、協会は登録者を派遣するものとする。

3 前項の場合において登録者を派遣するときは、協会は登録者の派遣に係る承諾を事前に得なければならない。

(保険加入)

第9条 依頼者は、活動の内容により必要と認められる場合は、派遣を承諾した登録者（以下「派遣登録者」という。）に対し傷害保険及び賠償責任保険を加入させなければならない。

2 前項に規定する傷害保険及び賠償責任保険に要する費用は、依頼者が負担するものとする。

(活動時の留意事項)

第10条 依頼者は、活動場所、活動時間、活動内容、連絡責任者等重要事項を派遣登録者に対し事前に通知しなければならない。

2 派遣登録者は、当該活動の趣旨をよく理解し、かつ、依頼者が目的を達せられるように努めるものとする。

3 依頼者及び派遣登録者は、相互に不利益を被らないように十分配慮し合わなければならない。

4 依頼者は、派遣登録者が18歳未満である場合は、活動時間、活動内容等について十分配慮しなければならない。

(活動報告)

第11条 依頼者は、協会に派遣を依頼した活動が終了した後、速やかに活動報告書（第5号様式）を協会へ提出しなければならない。

(報酬等の支給)

第12条 依頼者は、派遣登録者に対する報酬及び交通費について支給しないものとする。

ただし、衣装、食事等活動を行う上で要した費用については、依頼者と派遣登録者の間で協議の上決定するものとする。

2 活動を行う上で作成したデータの受け渡しを行う場合における記録媒体は、依頼者が負担しなければならない。

(著作権)

第13条 協会が依頼した写真、動画等の著作権については、すべて協会に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第14条 登録者又は過去に登録者であった者は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならない。

2 協会職員、依頼者等の関係者又は関係者であった者が、登録者が記載された名簿を閲覧することによって知り得た個人情報を他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならない。

(危険負担)

第15条 登録者が事故等によって被った損害について、協会は賠償の責を負わないこととする。

2 派遣登録者の依頼事項の不履行等により依頼者が被った損害について、協会は賠償の責を負わないこととする。

附 則

この要綱は、平成25年1月29日から施行する。